

保有個人データに関する事項の公表等について

海部土地改良区個人情報保護に関する規程第15条の規定により、保有個人データに関する事項を公表する。

令和8年 2月20日

海部土地改良区 理事長 中野 治美



- 1 土地改良区の名称
海部土地改良区
- 2 利用目的
海部土地改良区定款第4条に規定する事業を円滑に実施するために利用する。
労働者等の個人情報は、事業等を実施する際の雇用管理のために利用する。
- 3 個人情報の保護に関する方針
 - ①法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱う
 - ②苦情処理に適切に取り組む
 - ③個人情報の利用目的は可能な限り限定して示す、又は本人の選択による利用目的の限定に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにする
 - ④個人データの取扱いを外部に委託する場合には、委託する事務の内容を公表する等委託処理の透明化を進める
 - ⑤本人からの請求により保有個人データを開示するときは、個人情報の取得元又はその取得方法を可能な限り具体的に明記する
 - ⑥保有個人データについて本人から請求を受けた場合には、利用停止又は消去に応じる
- 4 共同利用に関する事項
 - ①共同利用する個人データの項目
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地原簿等の個人情報データベース等に記載されている事項
 - ②共同利用する者の範囲
愛知県、愛知県土地改良事業団体連合会、独立行政法人水資源機構、本土地改良区の受益地に関する市町村・農業委員会・土地改良区・工区及び農業協同組合、愛知県農地中間管理機構、本土地改良区理事・監事・総代・配水管理区長・班長
 - ③共同利用する者の利用目的
本土地改良区の関連する事業の円滑な実施、その他の地域農業の振興を図るため
 - ④当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称
海部土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長

5 保有個人データに関する本人からの請求に応じる手続及び手数料

- ①保有個人データに関する本人からの請求に応じる手続
下記に掲げる請求を行う旨及びその内容を記載した書面を海部土地改良区理事長へ提出して下さい。
 - ・ 利用目的の通知の請求
 - ・ 開示の請求
 - ・ 内容の訂正、追加又は削除の請求
 - ・ 利用の停止又は消去の請求
 - ・ 第三者提供の停止の請求

②手数料

	書面の交付による場合	口頭・電話による場合
第15条第2項（保有個人データの利用目的の通知の請求）	20円及び送料	無 料
第16条第1項（保有個人データの開示の請求）	用紙1枚につき 20円及び送料	—

(注) FAX・電子メールによる通知は、不可。

- 6 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先
海部土地改良区 庶務課長